**平成２８年（フ）第８２号**
栃木県鹿沼市樅山町567番地１
破産者　川田歯科医院こと　川田　浩司
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第８４号**
栃木県鹿沼市樅山町567番地１
破産者　川田歯科医院こと　川田　雅章
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第８９号**
栃木県鹿沼市朝日町1941番地１、前住所栃木県宇都宮市花房１丁目14番５号
破産者　佐伯　孝夫
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２８年（フ）第１１９号**
奈良県桜井市安倍木材団地１丁目９番地の７
破産者　堀田　陽士
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２８年（フ）第４７号**
茨城県牛久市柏田町3253番地35　(201)
破産者　内田　智也
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２７年（フ）第４６０号**
兵庫県加古川市平岡町新在家１丁目254番地の12　ロイヤルハイツ101号、従前の住所兵庫県赤穂市加里屋2565番地５
破産者　平田紀代子
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第１９号**
広島県三原市宮浦３丁目34番28号
破産者　北村富貴子
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

**平成２７年（フ）第７７０号**
宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山５番地の336
破産者　我妻誠一郎
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第１号**
茨城県日立市鮎川町１丁目10番６―202号
破産者　滝　　真二
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

## 破産手続終結

**平成２７年（フ）第２２８号**
栃木県鹿沼市武子1914番地３
破産者　株式会社カースタジアム
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第８８号**
栃木県宇都宮市花房１丁目14番11号
破産者　株式会社佐伯
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２７年（フ）第１８６号**
愛知県新城市連合字境場８番地
破産者　松下運送有限会社
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２７年（フ）第６３１号**
神戸市兵庫区笠松通５丁目３番４―406号、従前の住所神戸市兵庫区浜山通２丁目３番10号
破産者　町田　律子
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第７５７号**
兵庫県三木市平田230番地の１、従前の住所兵庫県三木市平田230番地の９
破産者　毎日新聞三木中央販売所こと　大戸　浩樹
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１４８６号**
札幌市西区八軒３条西４丁目４番23―21号
破産者　矢吹　育夫
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１６３０号**
札幌市西区八軒10条東３丁目４番18号　パナハイツエルム201号、申立時の住所札幌市西区発寒10条11丁目５番12号　エスコートガーデン発寒102号
破産者　原田　　隆
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２号**
山形県上山市鶴脛町２丁目５番34―16号、開始決定時の住所山形県米沢市駅前２丁目６番24号
破産者　横山　秀一
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

**平成２７年（フ）第２９号**
富山県小矢部市道坪野48番地２
破産者　村上　正一
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部